

目黒区民センター体育館における自動販売機（飲料）設置事業者募集要項

目黒区では、目黒区民センター体育館に設置する自動販売機（飲料）（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

(1) 目黒区民センター体育館（所在地：目黒区目黒二丁目4番36号）

| 物件番号 | 設置場所 | 外形寸法 | | 最低使用料（年額） ※電気料金等は除く | 特記事項 |
|------|-------------------------------|--------|--------|------------------------|----------------------------------|
| | | 幅 | 奥行き | | |
| 1 | 目黒区民センター体育館トレーニング室 談話室・情報コーナー | 1.5m以内 | 0.8m以内 | 78,876円 | 災害時対応型 併設自販機あり ビン・紙コップ容器不可 |

※ 設置台数は各設置場所に対し1台です。

※ 外形寸法には、併設する回収ボックスを含みます。

※ 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。なお、現場を確認の際には担当までご連絡ください。

※ 他自動販売機設置あり

- ・ 図書館横設置場所7台設置（飲料水6台、タバコ1台）
- ・ トレーニング室他2台設置（飲料水1台、タバコ1台）
- ・ ホールロビー飲料水1台設置

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者として応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては目黒区内で事業を営んでいること。
- (4) 法人にあっては法人税、消費税及び特別地方消費税に滞納がないこと。また、法人格を有していない団体にあつては、代表者の住民税に滞納がないこと。
- (5) 申込開始日から設置事業者決定までに目黒区競争入札参加者指名停止措置基準（平成2年4月1日付目総契第740号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (7) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (8) 目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、次の暴力団排除条項に抵触しないこと。
 - ア 法人等の役員又は使用人（法人等の代表者及び役員（役員として登記又は届出等はされていないが実質上経営や運営に関与しているものを含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者及び直接雇用契約を締結している正社員等をいう。）が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものをいう。以下同じ。）ではないこと。又、暴力団員等が、経営や運営に事実上参加していないこと。
 - イ 法人等の役員又は使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力しないこと。
 - ウ 法人等の役員又は使用人が、自らの法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しないこと。
 - エ 法人等の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に

規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 公募条件等

- (1) 自動販売機の設置に当たっては、目黒区行政財産目的外使用許可又の手續等が必要となります。
- (2) 使用料等
 - ア 使用許可の期間
令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間とする。
 - イ 使用料
物件毎に設置事業者として決定した者が、提示した応募価格をもって年額使用料とする。
なお、使用料は年額を一括して、使用許可書又は設置許可書の交付とともに発行する納入通知書により、目黒区が指定する期限までに納入することとする。
 - ウ その他必要経費等
自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。
また、自動販売機の運転に必要な光熱水費は基本として電気使用料のみとし、その全額を設置事業者の負担とする。電気使用料については子メーターを設置し、指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とし、納入に関する事項については、各施設管理者との協議により手続きを行うこととする。なお、設置する子メーターについては、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものであり、有効期間内のものとする。
- (3) 使用上の制限等
使用期間中は、次のことを遵守してください。
 - ア 目黒区行政財産目的外使用許可、又は公園施設設置許可の条件を遵守すること（参考資料1参照）。
 - イ 設置した自動販売機における月の販売個数及び売上金額を目黒区に定期的に報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区の指定の様式により報告すること（参考資料2参照）。
 - ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
 - エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、目黒区の指示に従うこと。
 - オ 販売品目は特記事項として指定がある場合を除き、国内に広く流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入り清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。公園においては、破損による危険防止のため、ビン類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。なお、最終的な販売品目については、設置事業者決定後、設置事業者と施設管理者で調整のうえ決定することとし、施設利用者のニーズに合わせて適宜販売品目の変更を行うこと。
- (4) 自動販売機の機能等
 - ア 設置する自動販売機は、ヒートポンプ方式やノンフロン型などの省電力・環境配慮型の自動販売機とする。
 - イ 設置する自動販売機は、ユニバーサルデザインに配慮したものとする。
 - ウ 特記事項に「災害時対応型」とあるものについては、災害時対応型自動販売機（飲料）設置基準（平成24年2月7日付目総防第2237号）（参考資料3）に則り、施設管理者の手動操作により飲料を無料提供に切り替えることができる機種とする。なお、災害時において区の判断により無料提供に切り替えた場合、設置事業者は自動販売機内の在庫商品を区に対して無償にて提供することとする。
 - エ デザイン、外観色については設置場所への景観に配慮したものとする。また、自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示は行わないこと。
- (5) 維持管理責任
次のことを遵守してください。
 - ア 自動販売機を設置するに当たっては、配置図に示した場所に、公募物件ごとに示した外形寸法を超えないものを設置すること。また、日本工業規格「自動販売機の据付基準」（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、据付面を確認したうえで十分な転倒防止対策を行うこと。
 - イ 原則として自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、同種容器の自動販売機が複数設置される場所については、回収ボックス設置数及び回収方法等について、区及び設置事業者間で調整を行うこととする。
 - ウ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）、日本自動販売協会及び日本自動販売機工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」などの関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、

検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

オ 施設の開館時間以外は、節電モードに設定すること。

カ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を目黒区に対し請求することができません。

4 参考データ

(1) 施設概要

・目黒区民センター体育館トレーニング室（目黒区民センター内）

詳細は配置図参照

・開館日時

年末・年始の休館日（12月28日から1月4日まで）及び臨時休館日を除く毎日午前9時から午後10時まで

(2) 目黒区民センター体育館トレーニング室で勤務する職員数

・目黒区民センター体育館トレーニング室職員数 約7名/日

・目黒区民センター体育館トレーニング室来場者数 約188人/日（令和4年度調べ）

(3) 公募対象の自動販売機の売上実績 令和4年7月から令和5年6月まで579,670円

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月14日（火）**必着**

送り先 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課 計画指導係 宛て

持参する場合

申込受付期間 令和6年5月1日（水）～ 令和6年5月14日（火）

【午前9時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提出先 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課 計画指導係（目黒区総合庁舎5階）

(2) 応募申込書及び提出書類

次のものを提出してください。なお、ご提出いただいた書類は返却しません。また、情報公開の請求により書類を開示することがあります。開示の決定に当たっては、法人等に関する情報についての開示の可否等を確認させていただく場合があります。

ア 応募申込書（別紙1）※他の書類とは別に封書し提出（別紙1-2参照）

イ 販売品目（別紙2）

ウ 誓約書（別紙3）

エ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

オ 住民票（個人のみ）

カ 納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）（法人のみ）

キ 住民税納税証明書（個人のみ）

ク 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

ケ 2の(7)に係る許認可等の免許証の写し

コ 確定申告書収支内訳書、又は青色申告決算書（貸借対照表含む）のいずれか直近3か年分の控え（收受印押印済みのもの）の写し（個人のみ）

※ エ～キについてはいずれも発行日から3か月以内のものとし、カ及びキについては申込日に取得できる直近の年分のものとする。

(3) 質問の受付等

質問については、別紙4「目黒区総合庁舎等における自動販売機（飲料）事業者募集に関する質問票」に質問事項を記入の上、メールにより送付してください。なお、メール以外での質問は受け付けませんのでご注意ください。また、質問に対する回答は、質問者だけでなく、質問票提出者すべてにメー

ルにて回答します。質問がない事業者で、質問に対する回答を希望する場合も質問票を提出してください。

※ 応募申込書等様式のデータが必要な場合、質問票によりメールにてご連絡ください。

質問票送信先：sportskoubo@city.meguro.tokyo.jp

質問票締切日：令和6年4月25日（木）午後5時まで

質問に対する回答予定日：令和6年5月1日（水）正午頃

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象とした設置事業者から封書により提出された応募申込書を開封します。
- (3) 公募物件に対し、目黒区が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのものと、くじにより選定します。
- (4) 設置事業者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合は、当該設置事業者以外の選定対象とした事業者の中から、(3)の例により設置事業者を再度決定します。なお、この新たな設置事業者の決定に係る許可期間は、当初の期間の残余期間とし、その使用料額は当該許可期間に応じて決定します。
- (5) 設置事業者の通知等
設置事業者の決定は、令和6年5月27日（月）の予定です。設置事業者決定後、落札者に対して書面により決定通知を行うとともに、目黒区公式ウェブサイトには設置事業者の名称及び決定金額を掲載します。

7 使用許可等申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和6年6月5日（水）までに、行政財産目的外使用申請書を提出してください。また、申請手続きについては、担当宛てお問い合わせください。

- (1) 目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課 計画指導係 ※提出部数は各1部
 - ア 行政財産目的外使用申請書（別紙5）
 - イ 設置場所の図面

8 設置事業者の決定及び許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、設置事業者としての決定又は許可を取消します。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに許可の手続きに応じなかったとき
- (2) 使用財産を区が公用又は公共用に供するために必要とするとき
- (3) 設置事業者が許可の条件に違反したとき
- (4) 使用財産を区が売却するとき
- (5) 設置事業者が応募の資格を失ったとき

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問合せ先

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課 計画指導係

電話 03-5722-9317(直通)

メール sportskoubo@city.meguro.tokyo.jp

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

応募申込書

〈清涼飲料水用自動販売機〉

令和 年 月 日

目黒区長 へ

住 所 (〒 _____)
(所在地)
氏 名
法 人 名
代表者名
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

目黒区〇〇における自動販売機（飲料）設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所及び提案使用料

| 希望順位 | 物件番号 | 設置場所 | 応募価格（提案使用料） | | | | | | | | | |
|------|------|------|-------------|--|--|--|--|--|--|---|---|---|
| | | 合計 | | | | | | | | 0 | 0 | 円 |
| | | （内訳） | 階 | | | | | | | 0 | 0 | 円 |
| | | | 階 | | | | | | | 0 | 0 | 円 |
| | | | 階 | | | | | | | 0 | 0 | 円 |
| | | | 階 | | | | | | | 0 | 0 | 円 |
| | | | 階 | | | | | | | 0 | 0 | 円 |

- ※ 1 応募価格は、目黒区が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
- 2 応募価格は、年額として、百円単位で記入してください。
- 3 金額はアラビア数字で記入してください。
- 4 初めの数字の頭に¥をいれてください。
- 5 複数の物件に対して申し込みを希望する場合、適宜行を追加してください。
- 6 同一施設内で複数の物件を申し込む場合、申込物件内の希望順位を必ず付してください。

2 添付書類

- (1) 販売品目（目黒区所定様式）
- (2) 誓約書（目黒区所定様式）
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

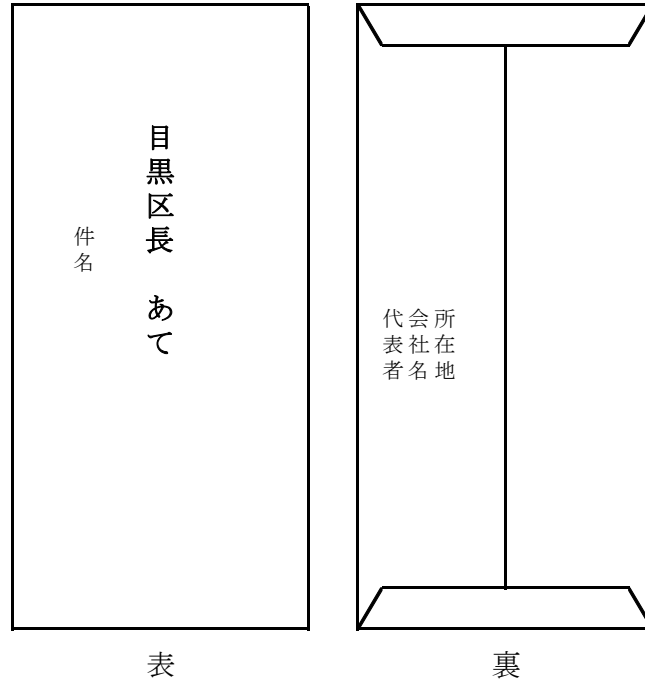
3 その他

※設置希望の清涼飲料水用自動販売機に関して特記事項があれば記載してください。

[_____]

応募申込書提出方法

応募申込書は、その他の提出書類とは別の封書に入れて提出してください。



施設名 _____ 氏名又は法人名 _____

物件番号 _____ 設置場所 _____

販 売 品 目

| メーカー名 | 商品名 | 規格 (内容 量) | 容器の 種類 | 標準価格 (税込) 円 | 売 値 (税込) 円 | 備 考 |
|-------|-----|-----------------|-----------|-------------------|------------------|-----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- (注) 1 この「販売品目一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名、規格(内容量)、容器の種類、標準価格(税込額)、売値(税込額)を記載してください。
- 2 容器の種類欄に「缶・ビン・ペットボトル・紙パック・紙コップ」のいずれかを記載してください。
- 3 応募者が設置を希望する清涼飲料水用自動販売機のカタログを必ず添付してください。

誓 約 書

私は、目黒区が実施する自動販売機（飲料）設置事業者の募集の申込みにより次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、〇〇における自動販売機（飲料）事業者募集要項について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 〇〇における自動販売機（飲料）設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有するとともに、暴力団排除条項等に抵触する事実はありません。
- 3 設置事業者の決定に関して、目黒区ホームページに設置事業者の名称及び決定金額を掲載することに同意します。

目 黒 区 長 あて

令和 年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

令和 年 月 日

目黒区民センター体育館における自動販売機（飲料）設置事業者募集に関する質問票

| | | | |
|----------------|---------------|--------------------------|------------------|
| (ふりがな) 事業者名 | | | |
| 担当者 | (ふりがな) 氏 名 | | 電 話 |
| | E-mail | | |
| 質問の有無 | | 質問あり (質問事項を下記に記入ください) | 質問なし (回答書を希望) |
| 質問事項 | | | |

令和 年 月 日

目 黒 区 長 あて

申請者 住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

行政財産目的外使用申請書

このことについて、下記のとおり使用したいので、許可の申請をいたします。

記

- 1 使用しようとする財産
所在地
名 称
 - 2 財産の種類、数量
土地・建物・ m²
設置台数 台
 - 3 使用目的
 - 4 使用期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
 - 5 使用料
円 (年額)
- ※ 設置事業者決定通知書の写しを添付のこと
- 6 その他
別添図面のとおり

目 〇 〇 第 号
令和 年 月 日

様

〔使用者〕

目黒区長 青木 英二

目黒区行政財産目的外使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のあった目黒区行政財産の目的外使用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、下記により許可します。

記

| 項 目 | 内 容 | |
|---------|----------------------|--|
| 使 用 者 | 住 所 | |
| | 名 称 | |
| | 氏 名 | |
| 使用財産の表示 | 名 称 | |
| | 所 在 | |
| | 使用場所 | |
| | 使用面積 | |
| | 設置台数 | |
| 使 用 期 間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | |
| 使 用 目 的 | | |
| 使 用 料 | 円（年額） | |
| そ の 他 | 裏面記載のとおり | |

使用許可条件

(使用上の制限)

第1条 使用者は、使用財産を表面記載の使用目的以外の用途に供してはならない。

2 使用者は、使用財産について形質の変改をしてはならない。ただし、あらかじめ目黒区(以下「区」という。)から書面による承認を受けたときは、この限りではない。

3 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

(善管注意義務)

使用者は、使用財産及び諸設備の維持管理等について、善良なる管理者の注意を怠ってはならない。

(使用料・延滞金及び使用料の不還付)

第3条 使用料は、区の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに指定する場所に納付しなければならない。

2 使用料を納付期限までに納付しない場合、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条の規定に基づき、延滞金を徴収する。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(光熱水費等の負担)

第4条 使用者は、使用財産に付帯する電気・ガス・水道・電話等の諸設備の使用に必要な経費を全額負担しなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消又は変更することがある。

(1) 使用財産を区が公用又は公共用に供するため必要とするとき。 (2) 使用者が使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用財産を区が売却するとき。 (4) 使用者が「自動販売機(飲料水)設置事業者募集要項」の応募資格を失ったとき。

2 使用者が使用許可の内容を変更する場合は、変更日の1か月前までに変更の申請をしなければならない。

(原状回復)

第6条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、ただちに使用財産を自己の責任及び負担により原状に回復して返還しなければならない。また、この場合、使用者は一切の補償を区に請求することができない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、区が執行し、その費用を徴収する。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その責に帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用者がこの使用許可書に定める義務を履行しないため区に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 使用者は、使用財産について支出した有益費・必要費その他の費用を区に請求することはできない。

(売上額等の報告)

第9条 使用者は、自動販売機別、品目別に販売個数及び売上額等(預かり金及び消費税含む)を毎月末に集計し、翌月5日までに報告するとともに、年度終了時に年間の販売個数及び売上金額を目黒区指定の様式により報告しなければならない。

(実地検査等)

第10条 区において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

(不服申立等の教示)

第11条 この使用許可(使用料に係る部分を除く。)について不服があるときは、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に目黒区長に対して異議申立てを、6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。)として取消しの訴えを提起することができる。

2 この使用許可(使用料に係る部分に限る。)について不服があるときは、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に目黒区長に対して異議申立てをすることができる。

3 前項の異議申立てについての決定に不服があるときは、その決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に目黒区を被告(訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となる。)として取消しの訴えを提起することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立てについての決定を経ないで目黒区を被告として取消しの訴えの提起をすることができる。

(1) 異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(疑義の決定)

第12条 この使用許可について疑義のあるとき、又は使用財産の使用等について疑義が生じたときは、すべて区の決定するところによる。

令和 年 自動販売機売上実績報告書

目黒区長 あて

住 所
(所在地)
氏 名
法 人 名
代表者名
(事務担当者)
所属部署
氏 名
電 話

下記施設に設置している自動販売機について報告します。

記

1 設置施設名

2 売上げ実績

| 報告月 | (容器種別名) | | | | | |
|-----|---------|------|----|------|----|------|
| | 本数 | 売上金額 | 本数 | 売上金額 | 本数 | 売上金額 |
| 4月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 5月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 6月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 7月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 8月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 9月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 10月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 11月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 12月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 1月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 2月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 3月 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |
| 合計 | 個 | 円 | 個 | 円 | 個 | 円 |

- ※ 設置自動販売機ごとに作成し、許可書を交付した部署に提出してください。
- ※ 販売品目の容器種別ごとに記入してください。

災害時対応型自動販売機（飲料）設置基準

1 趣旨

この基準は、災害時に緊急的な飲料確保の必要が生じた際に、自動販売機内に存する飲料を活用することを目的として飲料を無料で提供できる機能を備えた自動販売機（以下「災害時対応型自動販売機」という。）を設置する場合の設置基準を定めるものとする。

2 災害時対応型自動販売機設置の対象施設及び設置場所

- (1) 災害時対応型自動販売機を設置する対象施設は、有人管理が行われる区施設とし、その設置場所は当該施設の屋内とする。
- (2) (1)の区施設は、次のとおりとする。
 - ・ 総合庁舎
 - ・ 目黒区民センター
 - ・ めぐる区民キャンパス
 - ・ 地区サービス事務所
 - ・ 碑文谷保健センター
 - ・ 住区センター
 - ・ 福祉工房
 - ・ スマイルプラザ中央町
 - ・ 社会教育館
 - ・ 体育館
 - ・ 防災センター

3 災害時対応型自動販売機の機種及び操作

- (1) 災害時対応型自動販売機は、設置場所において操作者が操作することにより、飲料を無料で提供できる機能へ切り替えることができる機種とする。
- (2) 災害発生時の災害時対応型自動販売機の操作者は、当該自動販売機が設置されている当該施設の管理者とする。

4 飲料の無償提供

設置事業者は、目黒区の区域内において、震度5弱以上の地震又は大規模災害が発生し、災害時対応型自動販売機が設置されている施設に区民等が避難した場合等においては、災害対策本部の指示又は施設管理者の状況判断により、災害時対応型自動販売機内の飲料を無償で提供する。

5 防災情報の提供

電光掲示付き災害時対応型自動販売機を設置する場合は、事前に当該自動販売機の電光掲示に係る情報提供等に関して、設置事業者と別途協定を締結するものとする。

以 上